

## 参議院地方行政委員会会議録第十八号

昭和三十年七月十二日(火曜日)午前  
十時五十分開会

事務局側

常任委員 福永与一郎君  
会専門員 柴田 譲君  
常任委員 伊藤 清君

説明員

自治府財政  
部財政課長

柴田

譲君

会専門員 伊藤 清君

委員の異動  
七月八日委員大達茂雄君辞任につき、  
その補欠として小幡治和君を議長にお  
いて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小笠原二三男君  
理事 伊能 芳雄君  
石村 幸作君  
小林 武治君  
森下 政一君  
伊能繁次郎君  
高橋准太郎君  
安井 謙君  
岸 良一君  
館 哲二君  
秋山 長造君  
中田 吉雄君  
若木 勝藏君  
赤松 常子君  
小柳 牧衛君  
深川タマエ君  
眞鍋 儀十君  
衆議院議員 国務大臣 川島正次郎君  
政府委員 自治厅財政部長 後藤 博君  
自治厅税務部長 奥野 誠亮君

本日の会議に付した案件  
○風俗営業取締法の一部を改正する法  
律案(衆議院提出)  
○地方行政の改革に関する調査の件  
(地方財政計画に関する件)

手を願います。  
「賛成者挙手」  
○委員長(小笠原二三男君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。  
なお前例によりまして、本会議における委員長の口頭報告の内容、報告書の作成等につきましては、便宜委員長に御一任願うこととして御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小笠原二三男君) 御異議ないと認めてさよう決定いたします。

前回審査いたしました風俗営業取締法の一部を改正する法律案を議題に供します。前回の委員会に引き続いどれより質疑を願います。御質疑の方へ

りの方は御発言を願います。「なし」「質疑終了」と呼ぶ者あり)

別に御発言ございませんか。——御

発言がなければ質疑は終局したものと認めます。前回の委員会に引き続いど

りますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小笠原二三男君) 御異議な

いと認めて、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。(討論なしと呼ぶ者あり)

別に御発言もなければ、討論は終局

したとのと認めて、直ちに採決に入ります。風俗営業取締法の一部を改正す

る法律案を問題に供します。本案を原

案通り可決することに賛成の諸君の挙

手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(小笠原二三男君) 速記をと

めます。

〔速記中止〕

○委員長(小笠原二三男君) 速記をつ

けて。

本日の日程では、地方税法の一部を

改正する法律案について質疑を続けて

いた予定でございましたが、大臣所要

のため午後出席せらるるそでござい

ますので、地方税法の一部を改正する法律案につきましては、午後にこれを審査することといたしまして、午前ただいまから、地方行政の改革に関する件中、前回に保留になっておりました。地方財政計画に関する件のうち、また予算修正に伴う地方財政計画の変更がございましたので、これが説明を政付で参議院議長あて内閣總理大臣鳩山一郎より、地方交付税法の第七条の規定に基く昭和三十年度地方團体の歳入歳出の総額の見込額といふ資料が提出せられております。従つて両者は不可分のものでございますから、この際政府側から説明をいただき、質疑をしておられますから、この際政存じます。政府側の説明を求める。

○政府委員(後藤博君) お手元にございまする修正地方財政計画といふものを簡単に御説明申し上げます。先般の国会による國の予算の修正に伴いまして、財政計画の改定をいたしましたのであります。まず歳出の方から申し上げますと、財政計画の左から二行目の欄が変わったところでございます。債務の増六千五百万円でございますが、これはあとで申しますが、財源措置を起債でやりましたので、その結果二十億の起債の六分五厘の半年分をこなしてお述べを願います。(討論なしと呼ぶ者あり)

別に御発言もなければ、討論は終局

したとのと認めて、直ちに採決に入ります。風俗営業取締法の一部を改正す

る法律案を問題に供します。本案を原

案通り可決することに賛成の諸君の挙

手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(小笠原二三男君) 速記をと

めます。

〔速記中止〕

○委員長(小笠原二三男君) 速記をつ

けて。

本日の日程では、地方税法の一部を

改正する法律案について質疑を続けて

いた予定でございましたが、大臣所要

のため午後出席せらるるそでござい

ます。それから投資的経費は公共事業費が

四十八億二千七百万円の増になります。

それから内訳は、一般公共が四十三億一千五百万円、災害が五億一千二百萬

円でございます。で歳出の消費的経費の計で二十一億三千五百万円の財政規

模が大きくなるわけであります。

それから厚生関係の施設で事業量が十一億

ばかり見えます。それから文教関係で四億五千万円ばかり事業量が見えます。それから食糧増産で九億八千万円ばかり見えます。その他一般公共で災害を含めまして、二十二億ばかり見えます。で計四十八億二千七百万円の投資的経費がふえます。そのうち国費が二十六億、地方費二十一億であります。で計四十八億二千七百万円の投資的経費がふえるわけでございます。消費的経費、投資的経費合せて六十九億六千二百万円ふえて参ります。これらの財源措置をあとから説明いたしますが、これを一枚めくりまして、歳入の方で申しますと、地方交付税が四行目のところで増減がございますが、地方交付税が十四億七千四百万円減になります。これは国税の三税の減税によりまして、当初の三税の総額は六千三百十二億六千万円でございましたが、国税の減税によりまして、この三税の総額は六千二百四十五億六千万円に減つて参りました。従ってその二二%になります関係からいたしまして、交付税の当初の額と、修正後の額が十四億七千四百万円だけ減になつて参ります。この減をその次の下のたばこ専賣特別地方配付金の方で十四億七千四百万円だけ補助金が多くなつて参ります。それでふえましたのは投資的経費でござりますので、その財源の補てんを二十億の政府資金による起債を增加いたしましたのであります。で二十億を交付団体

と不交付団体に分けて参ります。そちらいたしまして、前のページの一一番下のところに不交付団体における財政計画外の歳出一億八千九百万円だけはスが減つて参る、超過財源が減つて参る、こういうことになります。で財政計画の改定の説明をいたしました次第であります。

○委員長（小笠原二三男君） ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（小笠原二三男君） 速記を始めます。

○説明員（柴田謙君） 昭和三十年度地方団体の歳入歳出総額の見込額といふ書類の内容につきまして御説明申し上げます。

この書類は地方交付税法第七条の規定によりまして、内閣が提出いたしましたものでございます。中身の内訳は地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳、地方団体の歳出総額の見込額及び内訳、それから交付税の総額の見込額及びその内訳の三つでございます。

地方団体の歳入総額の見込額の内訳は、国会修正によりまして地方財政計画を修正いたしました。先ほど御説明いたしました通りでございますが、この表の中に申上げました修正された地方財政計画の内容に従いまして計上いたしております。内容は先ほど御説明いたしました通りでございますが、この表の中に市町村と府県とで分けまして、つまり地方財政計画の中では交付団体分と不交付団体分とを分ちまして、財源措置

の状況を明らかにいたしておりますが、この表の中ではそれを府県と市町村に分ちまして内容を明記いたしております。歳入合計の欄の九千八百二十億一千九百万円といふのは地方財政計画の歳入総額に合うわけでござります。内訳は府県分が五千七百二十九億三千三百万円、市町村が四千百億六百五十五億円になっております。そうしてそれなりにつきまして収入の費目を千分比でもって計算いたしております。地方税と純粹の自主財源という形で参りますと、地方税の三六・五%、雑収入の一〇・九%、合せました四七・四%、これが全く地方団体の独自の財源といふわけでございます。それにやや若狭独立財源の色彩が今の二つに比較いたしまして落ちて参りますが、自主財源と考へられるものがその上の地方税、入場譲与税、地方道路譲与税、地方交付税、たゞ専賣特別地方配付金との合計したものと、それからその雑収入といふことになるかと思ひます。従いまして依存財源と言われるものは国庫支出金の欄の二八%、地方債の八%、三六%が依存財源といふように思われるかと存じます。その内容はその次の二ページをめくついていただきまとく、地方税の収入見込額を掲げております。これは地方税法の一部改正いたしておりますが、その政府修正の道府県民税の法人税割、それから市町村民税の法人税割につきましての修正を織り込んだ数字でございます。

基礎を明らかにいたしました数字であります。それから二十二ページをあけていただきますと、そこに使用料、手数料の内訳を書いております。三十年度の内見込額は三百三十六億二千六百円、二十九年度に比較いたしまして一千八百万円も増加するのであります。この増加額の内訳はその下に書いてありますように、高等学校の生徒増六千九百六十七人にに対する授業料の増七人と申しますのは学年進行に伴います生徒増でございます。それから度量衡検定手数料の国より地方団体に収入振りかえによる増、これは計量法の改正に伴いまして、度量衡検定手数料を地方団体の収入に振りかえるような改正が行なわれておりますが、それによりまして地方団体の収入が増すわけであります。



所要額としては九百三十九億八千九百円程度、それから市町分につきましては同じような計算をいたしまして、七十八ページのところの一番しりに書いてございます。基準財政需要額が千五百七十九億四千九百万円、基準財政収入額が千三百九十八億一千九百万円、超過額は百八十四億円ばかりとなりまして、普通交付税の額が三百六十五億円ということになつております。

○説明員(柴田謙君) 北海道開発事業  
事務費補助金というの、これが昭和三十年度は十分の七でござりますが、これは昭和二十九年度は十分の八でございました。それから文部省所管の僻地中小学校教員宿舎建築費補助金、これは昭和二十九年度は四分の一でござりますが、三十年度は三分の一でござります。それから同じく文部省所管の三

費につきましては二分の一と三分の一部に分れておりますが、去年はこれが全部二分の一であります。それから同じく厚生省所管で看護婦等養成所建設補助金というのが去年はあったのですがございませんが、今年は整理されております。総額にいたしますと大体八千万円ばかりの金額でありますが、この表は出ておりません。それから厚生省所管の水道施設災害復旧事業費というのがございますが、三十六ページの一

○説明員(柴田謹君) 離島も新設しております。離島と小団地が新設でございます。それからその次の農林水産施設災害復旧費補助金につきましては、今年は十分の九で一本であります。去年は堆土閑係は十分の二を使ております。それから一つ間違いがございます。四十ページの農業委員会の

業費から連絡試験事業まで新設であります。それからずっと変っておりまん。それから四十四ページの生活改善事業の三分の一、これが新設であります。それから四十五ページの中ごろに開拓地當農指導費補助金が、ざいますが、この開拓地當農指導費補助金の細目の中の下から一つ、開拓農協組合育成指導、これが新設であります、二分の一の補助率でござります。

本年度の普通交付税は、計算上は交付税額はたゞご専売特別配付金も入れまして千四百十九億円ばかり、これの九二%が計算上の普通交付税であります。従いましてその九二%を計算いたして参りますと、一千三百五億円が普通交付税になります。普通交付税の総額は国会修正後の計算によりますと、一千三百七十四億円でありますので、そ

十四ページの上から三段目、公立諸学校建物その他災害復旧費補助金というのがござります。これは一般と特別合併せまして三分の二でござります。昨年は特別措置法に基くものは四分の三であります。

終りでありますか、これが去年は二  
の一と三分の一の両方の補助率でござ  
ります。それから簡易水道の整備費でござ  
ります。つきましては、去年は四分の一と二分  
の一と二本の補助率を使っておりま  
す。今年は四分の一の一本になつてお  
ます。それから伝染病院隔離病舎整備  
費補助金、これの中の災害分が去年の  
三分の二から三分の一になつております。

ところの書式給のところの率と金額が、これは国庫補助金が増額されましたが、前のものをあげておりまして、間違っておりますので、のちほど訂正いたします。四十一ページの真ん中ごろに、稻作苗育成費というのがござります。これは二十九年度においてはございません。それから二つ下の西南地方本庄

○森賀長（小笠原二三男君） らよひ、速記をとめ。〔速記中止〕

○森賀長（小笠原二三男君） 速記をとめて。

○説明員（柴田謙君） 資料として後  
ど提出いたします。

○秋山長造君 今財政課長の説明を  
中まで聞くところによると、さういふこと

の差額約六十九億円ばかりが特別交付税になるわけであります。そのほかにたばこ専売特別配付金が四十四億七千五百万円あるわけでありますと、六十九億円と四十四億七千五百万円とを加えたものが計算上、従来の特別交付税の計算方法に従つて計算されることになるわけであります。配付いたします場合は六十億九億分が特別交付税といつしまして、四十四億七千五百万円がたばこ専売特別地方配付金として交付されるわけであります。

に参りまして、公立学校建物特別鉱害対策費補助金、これは二つ合せまして二分の一になつておりますが、そのほかに昨年は公立社会教育施設建物その他災害復旧費補助金は三分の二の国庫補助率であつたのであります、これが廃止されております。

れも去年はございませんで新設であります。それから特殊土壌対策費補助金のその一番上の果樹急傾斜地經營改善促進費、これも新設であります。そこから防災柵、これも新設であります。それから防災柵これも新設であります。それから四十二ページの上から四つ目の農業管理費と書いてございますが、これは間違いでございませんて、農業管理費の補助金でござります。この前に去年は指定病害虫の吐露費があったわけございますが、こ

今聞いたところだけでも、補助金にして廃止されたものもあるし、新設されたものもある、その数は大体同数らしいだと、補助率については前年よりもよくなつた数よりも補助率が悪くなつた数の方が非常に多い。この点額にして増減はどういう結論になるか、その点をお尋ねしたいと思つてです。

それからもう一つは、今的地方財政の赤字の原因について、まあ從来いろいろ議論されておりましたが、重要な

以上簡単ございますが、地方団体の歳入歳出の総額につきまして御説明申し上げました。

これからそのもう少し下に行きまして、国民体育大会補助金というものがござります。定額でそこに計上しておりますが、これは前年度はございません。それから厚生省所管の保健所費補助金が設備整備費と施設整備費について補助率が分れております。そして施設整備費

さいません。  
それから農林省所管に参りまして、農村振興総合設備整備費補助金、その下の内訳の農村振興総合助成費、その下の離島電気促進事業費といふのは今年なりましたものであります。それから二つ上に戻りまして恐縮ですが、小口

れが落ちております。それからそのお金を特に特殊病害虫緊急防除予防費補助金の中に防除組織整備費、防除機具購入費といふ補助金が補助率二分の一でありますたわけですが、これが落ちてこります。それから都道府県農業試験場試験費補助金、このうちで育種試験費

原因の一つとして、中央の地方に対する補助率が非常に低いとか、あるいは補助金の単価が非常に実情に沿わない、安い単価であるというようなことが強調されてきたわけです。これは自治体の方でも強調されてきたわけなんですが、現に長官もしばしばその点の改善方

ついてこの委員会でも言明されてきました。だから補助率が前年と変るとと思う。だから補助率が前年と変るという場合には当然、これは大体論ですけれども、前年よりも補助率が有利に改善をされてしまうべきものじゃないかと思うのです。にもかかわらず、今聞いた話では大体前年度よりも補助率が悪くなっているのですが、その点長官どうお考えになるか、その二点。

○國務大臣（川島正次郎君）ちょっと初めての御質問を聞きそぞないましたが、次の御質問の補助率が前年よりも少くならぬものがあるのか、私よく存じませんけれども、これは主管各省でもって決定しましたものを受けついで私が施行するので、一つ一つの項についてなぜ昨年よりも今年は減ったかという事情を私はここでお答えする資料を持っておりませんのですが、根本の考え方といたしましては、補助金があるために地方の負担が加重することのないように、補助率は大体法律で省に強く要望いたしましたし、また開議等におきましてもしばしば取り上げて議論をいたしました。実際に合う単位の計算で補助金を出すと、こういう方針でやっています。

○説明員（柴田謹君）最初の御質問でございますが、先ほどお配りいたしました修正財政計画をごらん願います

普通補助金は六百六十七億千二百万円、昭和三十年度のこの国庫予算の差が増減になるわけでございまし

て、大体六億くらい去年よりふえております。それから公共事業費の補助は去年千二百三十五億二千二百万円、昭和三十年度の公共事業費補助金の総額は千百七十三億九千百万円でございまして、差し引きざっと六十億円くらい減っております。

○高橋進太郎君 いま秋山委員から年補助金が少くなっているという御質問があつたのですが、私はむしろその年々少くなっているほかに、実際は二分の一をやるとか三分の二をやるとかいう補助額が計上されているけれども、実際の支出額はむしろ三分の二とあるけれどもそれが二分の一になつたり、二分の一となつているけれども実はそれは三分の一になつて、そういう支出額と補助金との関係をお調べになつたところが、要するに観念上は実際は八万円と見えてそれを二分の一になつたり、二分の一といふのが五分の一になつたり、そういう関係のものを。

○政府委員（後藤博君）おっしゃいますことはわれわれも調査いたしたいと

思つておりますが、その補助職員についた修正財政計画をございません

と、普通補助金が、昭和二十九年度の四分の一補助であります。国が四分

金にいたしますと、建前は四分の一になつておりますが、現実には取り入れ口とか何とかちょっと認承をしておりませんけれども、その市町村負担の四分の一の計算をいたしておりました。しかし事業量は一億もある、補助金は百万円しかつかない。實際は百分の一くらいの補助率になつておるもの四分の一だけを見ますと四分の一になりました。非常に問題でございまして、公共事業関係につきましてはそういう問題があるのでありますと、的確な持ち出し額というものがわからぬのであります。補助事業につきましては大体現状が、要するに観念上は実際は八万円と見えてそれを二分の一になつたり、二分の一といふのが五分の一になつたり、そういう関係のものを。

○高橋進太郎君 それで私は職員についての部分のお調べがあれば、その部

分をお知らせいただきたい。

それからもう一つは、かりに今簡易水道なり保健所の、たとえば診療所の

建設なんかで国の補助が十分でないために府県で継ぎ足し補助をしているの

ですね。たとえば簡易水道二割だと

か、診療所とか、そういうふうなお金が十二万円だつて実際の補助金は三分の二といふのが二分の一になつたり、二分の一といふのが五分の一になつたり、そういうふうな

ことになりますが、その補助職員につきましては、おっしゃるような計算が簡単であります。しかし普通の補助

職員の伴わないわゆる事業の認承額といふような、認承額を押えて参りま

すと、これはあるべき認承額をどの程度に見るかということは個々の問題でございまして、たとえば水道の補助

と、農業改良普及員は多分そうなんだ。ほ

かにもそういうものがあれば、人件費の三分の一といつて体裁はいいけれども、実際の支給額は半分になつたりあります。

○説明員（柴田謹君）おっしゃるようになります。そういう恰好になつておる県もありますがしかしそれも財政が苦しくなつて参りましたので、どんど

ん今やめておる状況であります。前から

の約束分だけをつけておるという格好をしております。

○高橋進太郎君 それで私は職員につきましては、従来から二つの考え方があるわけ

あります。よけいなことかもしませんけれども、ちょっと御説明いたして

おきたいと思ひますが、国庫補助職員の補助の考え方につきましては、従

来から二つの考え方があるわけ

あります。よけいなことかもしませんけれども、ただこの国庫補助職

員の補助の考え方につきましては、従

という注文をつけて、その条件のもとに職員の補助をする。そこで予算を組みます場合の考え方といふものと、組んだ予算を実行いたします場合の考え方と、いうものは、若干違つておる。その点をはつきりしてほしいというのが自治庁といいたしまして年来の主張で、あつたわけであります。最近におきましては、大蔵省も漸次その非を認めて参りまして、昭和三十年度の予算の場合はおきましては、なるほど補助単価といふものは低く過ぎたといふことでも、若干づつ——まだ十分だとは考えられない部分もござりますけれども、若干ずつ直す方向に向つております。

○秋山長造君 今の単価が改善される方向に進んでおるというお話ですが、それを具体的に、たとえばどの費目について今は今までどれだけの単価が今度はどうなつてゐるか、具体的にお示し願いたいと思います。

○説明員(柴田謙君) ちょっと今ごまかい資料を持っておりませんから、あとで。

○秋山長造君 先ほど私の質問に対して長官がお答えになつて、補助率は法律でそれぞれきまつてゐるのだから、どうにもできんけれども、単価はできるだけ実情に即するように話しをしておるというようなお話をだつた。もちろん単価も実情に即していないために地方に非常に過重な負担を負わしていふことがあると思う。だから、少くとも補助金整理という大きな方針に従つて、今まである非常にこまかい、しかもあまり実質的な効果のないような補助

金を整理して行こうという方針で今まで  
であった補助金を整理される、廃止さ  
れるということならこれは話しがわから  
るのです、それはそれとして。ところ  
が、廃止するのではなく、やっぱり補  
助金というものの必要性を認めてその  
まま補助金を残しておりながら、先ほ  
どの財政課長の説明を聞いております  
と、補助率をたとえば三分の二を二分  
の一にするとか、あるいは四分の三を  
三分の二にするとかいうように、補助  
率そのものを切り下げる例が非常  
に多い。むしろ補助率を上げたという  
のはほとんどない。全部と言つてもい  
くらり下げている。そういたします  
と、片一方で単価を少々上げてみたと  
ころで、補助率を思い切ってそういう  
ふうに下げて行けば、結局やっぱり結  
論としては地方負担はよえてくるとい  
うことになると思う。それがさらに  
さっきの高橋委員の御質問のように実  
地につくと、今度はさらに補助率とそ  
れから実際に支給される補助金という  
ものとの間に相当ズレができるくると  
いうようなことになつてくる。これは  
もう今後赤字のこれがまた一そう原因  
になつっていくということになる。やつ  
ぱりこれは各省で独自に補助率ときめ  
られるのだから仕方がないということ  
では、これは政府として私は地方の負  
担を少しでも少くして行こうという責  
任からいつ不十分だと思う。各役所  
といえども政府の方針に従つて行くの  
だから、やっぱり補助率も改善し、同  
時に単価も実情に即するように改善を  
していく、こういう方針にならなければ  
ば、これはとても言うべくして地方財  
政の改善なんということは望めんと思  
う。その点長官のお考をもう一度お

○國務大臣(川島正次郎君) 全く御説  
の通りであります。私はもはうい  
う方針で進みたいと考えまして、関係  
各省ともいろいろ相談をいたしておる  
のであります。今お話しの中にはあります  
した今年度は昨年度に比して特に補助  
率が下つたというのもあるかもしません  
せんけれども、補助率が相当上つてい  
るのもあるのじゃないか、そういう調  
べを私は持っておりませんが、根本の  
方針としましては、補助率並びに単価  
を相当引き上げて地方負担をなるべく  
軽くしたい、そのかわりに仕事の分量  
は当然これは減るのであります。仕  
事の分量は犠牲にしても、地方負担の  
方を軽減するということが現在の地方  
財政の現状から見て必要じゃないか、  
こういう考えに立ちまして、そうした  
方針をとろうとしている、現在とりつ  
つあります。その方針でやるつもりで  
おります。

○政府委員(後藤博君) 今大臣がおっ  
しゃいました点を補足いたしますが、  
先ほど柴田君が説明いたしましたのは  
普通補助金であります。零細な補助  
金であります。問題は、零細な補助金  
もござりますけれども、大きな公共事業  
の補助金を補助率を上げてもらいた  
い、もう少し単価を高くしてもらいた  
い、そつちの方が地方財政全体から見  
ますると大きいのであります。この  
今年の予算では零細な補助金につきま  
しては、補助率の下つたものもござい  
まするけれども、公共事業関係におき  
ましては道路、特別失対等でもむしろ  
補助金が上つて、地方負担は少くなつ  
ております。従つて全体から見ます  
と、前よりも少し合理化したのじゃな

○高橋進太郎君 関連して。今のお話をなんですが、今度の再建整備法でも何といいますか、再建整備の対象になつた府県なり町村というものは自治庁の指揮を受けるようなる形になるのですが、むしろ今秋山さんが言ったように、中央のこういう無統制な地方負担の補助なりあるいはそういうことが問題なんだからむしろ再建整備法の中に地方負担になるような一体補助金の計上なり予算の計上といふものは自治庁の承認を受けるのでなければやれないとか、何かそういう形のものを盛るべきじゃないかと思うのですが、その点の長官のお考見はどうですか。

○國務大臣(川島正次郎君) 再建団体に關しまする補助率は特にそれを引き上げるようすに再建促進法の中に明記してあるわけであります。再建団体は他の団体と違つた補助金を受ける。こういうようにはつきり条文にうたつてあります。

○高橋進太郎君 いや、私のお聞きしたいのは、その明記しているというのじゃない。各省が地方の負担になるような補助の計上については自治庁と相談しなければならぬというような法的措置をする必要があるのじゃないか。それでないと、再建築法で自分の下部団体を幾ら厳格にやつたって、各省が野放図に補助金を出して、そうして今言う通り実情に沿わないところの補助率が計上されたり、あるいはそういうことをやらねたんではしようがないと思うのですが、その点についての長官の考見はどうかといふのです。

○政府委員(後藤博君) 現在の地方財

政法の二十二条に、実は地方公共団体の負担を伴う経費の見積書を大蔵大臣に出します場合には自治庁長官の意見を求めなければならぬという規定があるのです。法律はございまして、実際はわれわれが各省に督励いたしましても、なかなか出してこないのです。別に制裁がある規定ではございませんが、システムはそういうふうになつておるのであります。ところが、こまかいものにつきましては、やはりわれわれの知らないうちにきまつてしまふ、こういうのが実情でござります。

いたしないと思いまして、各官庁に準備をするように要求しておるのあります。高橋さんの御趣意は、今後府県に対しても補助金を決定する際に特に考慮するよう、御趣意を一つよく関係各省に伝達いたしまして、私どもと協調をとりまして、地方負担に寄与するよういたしますように取り計らいます。

総額といたしますと、先ほど申しまして十九億八千二百万円の事業をやるわけでございます。ただ私どもがここに載せておりますのは、地方団体に関係する部分だけです、直轄事業を除いております。それから企業会計分も除いております。そういうものを除ますと、小さい数字になつてゐるのであります。

○赤松常子君 私たまたまどういふとを聞いたのでござりますが、国の補助金が正しく地方の要請にこたえて生きているかどうかということは私は問題だと思うのでございます。それはこの間奄美大島の婦人会の代表がみえまして、そして地元では母子寮を立ててもらいたい、ところが地方の当局の見積書では養老院になつてゐるのです。実際地元の人は今申しますように母子寮が非常に不足いたしておりますから、その方に熱望を持っている。いろいろ調べてみますと、見積書は出された方の――こういうことを私は言いたくないのですけれども、お身内の方にお年寄がいらして、そして養老院を建てるということはその方の身辺の事情でそれに計上されてあるということがだんだんわかつて参りました。いろいろ私もその事情を伺いまして、地元の切実な要望にこの大事な国費が生きて使われるようにならなければいけないということで、いろいろお願ひをいたしましたとして、自治院でも母子寮にやつと切りかえていただいたのでありますて、これは私大へん感謝いたしておりましたが、そういうことがこういう地元の婦人会から要請があつたからこれが正しく使われるようになったのですでありまして、そのほかに机上の見積書と実

際にそこに住んでいらっしゃる方々の要望というものがほんとうに合致しておるかどうかといふことが、私はこの一事から大へん不安に感ぜられるようになつた次第でござりますが、こういふ予算のときにはいろいろ御調査もあると思うのでござりますけれども、そういうことはどうして起きるのでしょうか。その辺は慎重にしておいでなうると思うのでござりますが、その辺のところをちょっとお漏らし下さい。

○政府委員(後藤博君) 奄美大島のような総合振興計画のような場合には、おっしゃいますよな点はある程度是正されるのであります。個々に現在の補助事業のやり方を見ておりますと、各府県、たとえば厚生省関係のいろいろ母子福祉とかいろいろなものを見ておりますと、それぞれ別な系統から下りて参りまして、この県の県内の市町村の補助事業はこのくらいである、こういう一応のワクを示しております。それぞれワクを示しておりまして、それをどういふように市町村に割付をするかという場合には、やはり市町村の希望をとつてやります。従つてその場合どちらを優先させるかということになるかと思いますが、その場合、市町村の議会と市長との間の話し合いでお体その順位をきめてやることになります。ただこれは一般財源でやります場合には私たちもどちらを優先するかといふことは全然見当がつきません、どちらを優先したかということともわかりません。ところが起債の事業でありますと、われわれの方に単独事業の格好で出てくるものにつきましては、どちらを優先させるかといふことの順位をつけさせまして、上の順位が

その補てんをいたしました。両党の間で会修正のために地方財政に対する影響はこうむらない、こういう処置をいたしましたのであります。

○若木勝蔵君 最後のいまの地方は政に及ぼすところの影響をこうむらぬであります。もう少しそれを具体的に説明して下さい。

○國務大臣(川島正次郎君) 減税によりまして、その影響で地方税が交付税率で減りますから、その点をたばこ益金でみた、こういうわけであります。

○若木勝蔵君 そうすると、このたばこ益金でもってそれを補充するところふうなことになりますといふと、それはたしか初めにおいてはたばこの資金でもって三十億とか繰り入れると、この益金でもってそれを補充するところになりますが、自由自在にこのたばこの益金というものができることになります。その点を。

○國務大臣(川島正次郎君) 大蔵省の方で計算をいたしまして、大蔵大臣が了承しておったその程度の益金は、さらに地方税に回してもいい、こういふ計算を立てたのであります。たばこの益金が自由自在に変更できるかといふことは私としてはちょっとお答えをいたしかねるのであります、大蔵大臣の見解のもとに、とにかく前に三十四億、さらに十四億くらいを地方に交付いたしたわけであります。

○若木勝蔵君 そうすると今の問題は、大蔵大臣の問題になるのであります。統いて私はそれに関連しまして、というのは、そういうふうに交税の補填関係をたばこでやるといふことになりますというと、これはやつて、地方の財政計画の全般から見ま

て、何とはなしに今までの平衡交付付制度と地方交付税制度との間に、結果的に見て變りのないようと思う。私は基本的に違うものがあると思う。それらに対する大臣のお考へを伺いたい。  
○國務大臣（川島正次郎君） 平衡交付金制度の時代におきましては、地方の財政計画で不足分はこれを平準化するため、一定の範囲内で地方団体が財政運営をするなど、こういう根本の相違があるわけあります。平衡交付金時代と交付金とは、基本の考え方方が違うわけであつます。

○若木勝蔵君 いや、そういうふう私も違うように思うのですが、そこが交付税というふうなものの制度で、ということになれば、これは見込額考えられますけれども、必ずしも込み通りに税金のことですから、いは考えない。そういう場合にはどううふうな处置をとられるか、この点伺いたいと思います。もし不足を生じたというような場合には、

○國務大臣（川島正次郎君） 自治府策定いたしております地方財政計画は、地方で財政運営をする一つの基準を示しておるわけであります。個々の地方団体に対する個々の指示ではなっています。従いまして、個々の方団体としては相当予算に不足を来すことがありますから得るわけあります。それは地方財政の建前上どうしてもそういうことになる。自治府がどの地方歳入歳出を見るわけじゃないのであ



でこれをすゝりさせせておやりになるのか、この問題はこれはどうしても政府として避けることのできない問題じゃないか、その点はどうですか。

○國務大臣(川島正次郎君) 交付税を五%上げますと、大体三百億近くのものになるのですが、あの当時申し上げたのは、現在のまま地方財政をまかなうなら、その程度の金が必要じゃないか、三百億程度の金が必要じゃないか、交付税ならば五%必要じゃないか、こういふつもりで申し上げたのだと思ひます。五%が果して適當か、あるいは三%が適當かということは、交付税だけなしに他の財源ともにらみ合せて考えたい、こういふように申し上げているわけであります。

穴があきますので、十四億さらになれば  
益金から持ってきた。当然これは法  
律の改正を要するのでありますて、改  
正案を別に御審議願つておるわけであ  
ります。来年度も大体その法律のバ  
センテージでたゞこ益金から地方へ交  
付してもらうという考え方でやっており  
ます。

れば、相當な額になれば、それだけやはり交付税というものが減っていくと思う。そうすると、その減った差額といふものは何で償つていくかというところになると、やはりひととしと同じようにならぬか。専売益金から持つてくるのか、税率はいつまでたつても二二%より絶対上げないといふような問題にぶつかってくる。その点はいかがですか。

○国務大臣(川島正次郎君) 来年さらには国税で減税されたときの処置について

昨年来の経緯をどう解決するかといふことで、事務当局におきましてもいろいろ話し合いをしては、どういふ形の財源で地方財源がふえた方が望ましいかと言いますと、地方交付税でありますように、やはり独立税としてふえた方が地方自治の上からは望ましいと思うであります。そういう意味からたゞご消費税の税率をふやしてもらいたい、こういう考え方を持つわけでありますが、たゞご消費税ということになりますと、地方交付税の交付されないような団体にも財源として入って参りますから、そうしますと、地方交付税で三十億円に相当するものはたゞご消費税ということになつて參

なければなりませんから、特別に税率を平年度より上げなければならぬことになってしまったわけであります。そうすると、いつからこの改正税率を実施するかというような問題にもなつて参るのでありまして、非常にむずかしい計算になって参ります。何分国と地方との財源のやりとりでありますので、今年度は年度の中途で改正するというような形になるから、やむを得ずたゞこの専売益金から三十億円だけ一方交付税の方に繰り入れをする、来年度からは從来百十五分の十五になつておった税率を百分の十五に上げる、というような改正案を一方は地方交付税の改正案として、一方は地方税法の改正案として提案いたしました。その後にまた国会修正で消費税法や法人税の減税が行われまして、二二%は据え置く、そこで交付税の方で穴があいて参りました。これをどう埋めらるか、先ほど申し上げましたように、自治庁としてはなるべく独立財源をもつたいたいのであります。そこで将来はやしたいのであります。そこで将来は

じやないかと思うのであります。ところが今おっしゃるようすに今後も続けていくということだったら、まことに変てこなものだと思うのですが、地方交付税というのも将来の見通しといふことを考えると、所得税にしても、法人税、酒税にしても、やはりまだ減税はある程度やらなければども、まだ十分ではないから、今後減りこそすれば、ふえるということはちょっと望めない。それからまた、この間四百億足らずの減税ということになつておりますが、これが平年度化すれば六百五十億、だから来年から新しく減税しないにしても、ことしの減税が平年度化す

○政府委員(奥野誠亮君) 少しこまかくなつて恐縮でありますけれども、昨年来の経過からずっと申し上げたいと 思います。御承知のように昨年度地方交付税の繰り入れ割合を二〇%からどう引き上げたらということで、いろいろ問題がございまして、最後に三十億円に相当する部分だけはたゞこの益金等から地方財源の方に繰り入れするよ うにしたいと、こういうような大蔵大臣の言明もありましたから、結局地方交付税の繰り入れ割合は二三%にき まつたわけであります。そうしますと、

と、平年度において四十数億円のたばこ消費税の税率を上げますと、現在の百十五分の十五という率が百分の十五といふことになります。三月の売り上げからこの率でいはば、ちょうど一年間で地方交付税に相当する三十億円の財源が地方団体に与えられるととなるわけであります。ところが年度中途で法律が成立するというになりますと、本年度だけたばこの消費税の税率を十二ヶ月で四十何億円ということになりますんで、少い期間の間に四十何億円の収入を得ないのであります。

たばこ消費税でやさすが、今年だけは今申しまするような複雑な税率の計算がありまることで、益金の方から十四億円余りを繰り入れておる、そのかわり来年度からたばこ消費税の税率を三月の売り上げ分から上げていく、そしてその後、提案しておきました府県の三分の六%を八%に修正させていただけであります。従いまして、現行法では百十五分の十五であります、百分比にして、一三%になつておるわけでありますが、これを来年度から一七%に上げていく、こういう地方税法の改正案を提案いたしておるわけであります。

○秋山長造君 だから、今の説明でわかったのです。結局来年からはたばこ専売益金からの繰り入れというものはなくなるわけですね。全部たばこ消費税でまかなくていくわけですね。だから長官のおっしゃったのはちょっと勘違いされたのじゃないですか。

○國務大臣(川島正次郎君) 総額でもって計算をしたものですから、手取りは同じなんですかけれども、計算内容が違つたことを申し上げておきます。

○秋山長造君 じゃ、まあそれで、今

御説明で私の疑問は一応解消したわ

けです。解消したのですけれども、た

だ来年度からはことしのこの間の減税

が平年度化していくわけですよ。これ

は政府の原案による減税も、それから

味で両方合せましてたばこ消費税の税

率を引き上げました結果、九十四億ぐ

らにたばこ消費税の増収になつて参

ります。両者を合せて、たばこ消費税

の税率の引き上げで来年度は補填する

ことになります。

○秋山長造君 そうすると、なんですか、今度の地方税法の改正に含まれて

おるこのたばこ消費税の税率の引き上

げということになります。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りであります。

○若木勝藏君 今の質疑応答をずっと

こう聞いておつてもわかるのですが、

全くこれは今度の地方財政計画といふ

ものは、信を置けないようなふうに考

な御意見を持つておるか、ちょっと伺

いたい。

○國務大臣(川島正次郎君) 今度策定しましてお配りしている三十年度の地方財政計画は、二十九年度の地方

財政計画をもとにいたしまして、三十

年度において当然増減すべきものを計

算し、また一方収入の方も計算して歳

入歳出を出しておるのでございます。

二十九年度と同じような規模の事業をやつていきますれば、大体百四十億程

度の赤字が出る計算になるのであります

が、しかしこの点は毎回申し上げ

るのではありませんが、赤字に悩んでおる

公共団体といたしましては、いわば非

常事態でありますからして、財政運営

をすりかり切りかえてもらいまして、

事業の面においてもまた事務費その他の

点においても、極力圧縮をいたして、

赤字の出ないような運営をしていただ

きたいと、これを私ども希望して今度

の財政計画を作つたわけであります。

しかば三十二年度の末において赤字が必ず出ないのかというと、それはそ

うのも申し上げておらぬのであります。

もともと財政計画は二十六年に俸給において国家公務員のみに計算をい

たしましたので、そこですでに財政計

画といふものと地方の実際の財政規模

といふものに差ができるとして、それを

踏襲してきたのが二十九年度の財政計

画であり、また三十年度の財政計

画においては、まだ三十年度の財政規模

といふものに差ができるとして、それを

踏襲してきましたが、これは率直な財政計

画を作りました内容であります。

○若木勝藏君 それで大体私わかりま

した。つまり二十九年度の上に立つて、そして新規需要のものを加えて三

十年度のものを作った、ところが二十

九年度の規模というものはそれ自身も

ちゃんと出ておる。それに対する措置などもさっぱりなされておらぬ、こう

いうことから見まして、自治庁として

もとの適正な規模は何であるかという

ことに対して検討されなければならぬ。これらについてどういうふう

な御意見を持つておるか、ちょっと伺

いたい。

○國務大臣(川島正次郎君) 今度策定しましてお配りしている三十年度の地方財政計画は、二十九年度の地方

財政計画をもとにいたしまして、三十

年度において当然増減すべきものを計

算し、また一方収入の方も計算して歳

入歳出を出しておるのでございます。

二十九年度と同じような規模の事業を

やっていきますれば、大体百四十億程

度の赤字が出る計算になるのであります

が、しかしこの点は毎回申し上げ

るのではありませんが、赤字に悩んでおる

ことになります。

○政府委員(奥野誠亮君) 所得税や法

人税の国会修正に伴います減収額は本

年で六十七億円ありました。これ

に二二%を乗じました地方交付税の減

額が十四億余りあります。これに対

しまして来年度以降の減収額が百四十

億一千五百萬円ということになつて

おります。これに二二%を乗じました

持つて臨むべきで、その場その場の場

もつて穴埋めをしてみたり、あるいは

入場税の何%を譲与金なんかで修理し

みたり、またとにかくあっちを修理して、私としては

もつとこの地方財政計画といふような

ものに対しては確固たる一つの方針を

えられるのですね。たばこの益金で

ありますから、たばこの益金で修理をしてみたり、またとにかくあっちを修理して、私としては

もつとこの地方財政計画といふような

ものに対しては確固たる一つの方針を

えられるのですね。たばこの益金で修理をしてみたり、またとにかくあっちを修理して、私としては

されることであって、本質上の問題でないからどういう問題が生じてくるので、この点については長官としても十分一つその点を研究されて、まず場当たりの修正をしなければならないような、手直しをしなければならないような財政計画はやめてもらいたい、そうして一日も早く健全な地方の財政の立て直しをやってもらいたい、こう考えております。

する必要があるのではないかということを力説するが、私はこの段階において自治庁自体も、たとえば地元税制審議会とか何とかいろいろ衆知を集めような機關を作つて、ひとり自治庁の事務当局なり大臣だけのお考えでなく、広く朝野の意見を徴して、何とか根本的な改革をするということに乘り出されるべきときじゃないかということを痛切に感ずるのです。たとえば私たちの地方行政の委員の手元に全国知事会あたりからしきりに陳情が参りましたり、交付税の税率がとうていそろの百分の二十二くらいでは赤字の解消は及ぶべくもない、すべからく百分の三十を要請したいというようなことをしきりに言ってくる。先ほど私は、本年度に出てくる赤字については極度に各地方自治団体の節約によって、何とか百四十億を赤字にならぬようにしたいといふような財政計画に立て直すという話を聞いたときに、どうもそれでは信憑性がないではないですか、ペーパー・プランとしてはなるほどそうなつておつても、各地方団体の長官たちがどうもこんな無理なことを押しつけられるというような考え方を持つてゐるのでは、何も権威のない地方財政計画になるのではないかということをお尋ねしたときに、いやそんなことはないというとを長官おっしゃつたが、どうも私は今度の財政計画といわゞ、地方財政再建整備のための措置法のことでもいろいろ世間で批判のあるということとは、結局根本において財源措置と施行するだけの何らか施策をなさるべきは思うので、これは非常な決意をもつて自治庁をあげて抜本的な改革を

きじやないかということを考えるので  
すが、そうでないと一方大蔵省がそう  
いうような税制審議会のごときものを  
設けて、着々予算全体としての規模に  
ついての見通しをもって税制のあり方  
に検討を加えようというときに、自治  
府が手おくれになっちゃいかねと私考  
えるのですが、その辺どうでしょう  
か、長官の御決意は。

ともよく相談いたしたいと思つておりますが、とにかく大蔵省でもつて税制の改革をやるときは地方税もこれは大きく取り上げまして、ただいまこの機会に財政の建て直しをやるようにつつていきたいという、こういう点も持つて、今後とも大蔵大臣としばしば話し合つて意見も一致しておる点でござります。

○石村幸作君 こういう問題は自治庁長官に一通り質疑して、あとは大蔵大臣に出席を求めてやらなければ結論が出来ませんね。

○委員長(小笠原二三男君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小笠原二三男君) 速記を起して。

今地方財政計画について質疑中でございますが、結局は大蔵大臣、主計局長等、国の財政担当者を呼んで実情を聽取するということではなればならぬという御意見もございまするが、委員長としてはいつの日にかそういう取扱いをしなければならぬと考えます。本日はまあこういう審議を続けていくことは、地方財政の内容に立ち入つて審議しておると同様で、どちらから質疑しても同じだけで、審議は進まぬと考えますが、この程度で散会したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小笠原二三男君) では本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十五分散会

改正する法律案（案）

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律

市町村職員共済組合法法（昭和二十九年法律第二百四号）の一部を次のように改定する。

附則第二十一項中「第三十六項」を「附則第三十三項及び第三十七項」に改める。

附則第三十二項中「同法第十九条の規定の定めるところによる。」を「同法の規定による被保険者期間の計算の例による。」に、「及び附則第三十五項三十四項」を「から附則第三十五項まで」に改め、「政令で定めることにより、」を削る。

附則第三十三項中「前項に規定する者の組合成立の日前における」を「前二項に規定する者の昭和二十九年十二月三十日以前における」に、「組合成立の日以後」を「昭和三十一年一月一日以後」に改める。

附則第三十四項中「附則第三十三項」の下に「及び第二十三項」を加え、「組合」を「組合又は附則第二十一項の規定によりこの法律の規定の全部の適用を受けない市町村」に改める。

附則第三十五項中「附則第三十項から前項まで」を「附則第三十項から第三十二項まで及び前二項」に改める。

附則第三十三項を附則第三十四項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、  
附則第三十二項の次に次の一項を加える。

附則第二十一項の規定によりこの法律の規定の全部の適用を受けない市町村は、当該市町村の職員で市町村職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第号）による改正前の附則第四十一項の規定施行の際現に厚生年金保険の被保険者であつて同法による改正前の同項の規定の施行によりその資格を喪失したもの厚生年金保険の被保険者であつた期間は、その者の長期給付に相当する給付の計算の基礎となる期間に合算するよう措置しなければならない。

#### 附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年一月一日から適用する。ただし、改正後の市町村職員共済組合法附則第三十七項に規定する適用除外市町村の職員で、昭和三十年一月一日以後この法律の施行前に退職（免職及び失職を含む）、死亡し、又は厚生年金保険の脱退手当金を受けた者については、改正後の同法附則第三十三項から第三十五項までの規定は、適用しない。
- 2 改正後の市町村職員共済組合法附則第三十三項から第三十五項までの規定の適用を受ける者で昭和三十年一月一日以後この法律の施行前に厚生年金保険の障害年金又は障害手当金の受給権者となつたものに対する当該障害年金又は障害手当金については、なお従前の例による。

- 3 厚生年金保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように

に改正する。  
第二十二条中「附則第三十四項」を「附則第三十五項」に改める。

昭和三十年七月十六日印刷

昭和三十年七月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局